

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営する居酒屋C店において店員として業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、当日午後からの勤務に出勤せず、被災者の実家で縊死しているところを発見された。死亡診断書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時～〇時頃（推定）、直接死因：縊頸、死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者は上司からのいじめにより発病に至ったものであり被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、被災者は上司からのいじめにより自殺に至ったのであり、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、被災者は、平成〇年〇月〇日前後から、ICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断している。当審査会も、専門部会の意見は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月〇日前後から、本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) そこで、本件疾病の発病についてみると、次のとおりである。

ア 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 被災者の評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事とし

て、請求人は、①配置転換が行われ、転換先で店長の代行をさせられたこと、②弁当の納入先とトラブルとなり取引がなくなったこと、③売上金の紛失が発覚し、被災者が犯人ではないかと疑われたこと等を主張していることから、以下、検討する。

ウ ①の主張について、被災者は、平成〇年〇月末から〇月はじめ頃に、会社D店からC店に異動となっており、同出来事は、認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、当該配置転換は、通勤の利便性のために被災者自身が申し出たものであり、また、昼食用の弁当作りの業務が付加されたものの、基本的には従前と同じく厨房での作業であったことなどの点からみると、業務内容の変化は軽微であったと判断することが相当であり、同出来事による心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

また、配置転換先のC店では、夜の居酒屋の業務は売上金の保管を含めて被災者が運営するなど、同人が実質的に店長の代行を行っており、認定基準別表1の「上司が不在になることにより、その代行を任された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当するが、店長の代行は、従前の業務に売上金の保管等の業務が加わった程度であり、業務上のトラブルはE店長が責任を負うものであったことから、店長の代行を行ったことは、上司の不在によりその代行を任されたとの範囲を超えるものではなく、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

エ ②の主張について、被災者は、平成〇年〇月、昼食用の弁当に使う米飯の炊飯が間に合わずに前日の米飯を詰めた同弁当を納入したため、納入先から苦情がきて、同納入先との取引が終了するという事故を起こしている。同事故は、認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するが、会社は手間の割に薄利であるとして同納入先との取引を止めることを検討していたことや、同事故による被災者へのペナルティ並びにE店長及び社長からの叱責はなく、かえって社長から「期待しているからがんばれ。」と言われ、被災者は喜んでいただけなど鑑みれば、全体として被災者にかかった負担は軽微なものであって、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

オ ③の主張について、会社では、平成〇年〇月〇日、売上金の紛失が発覚し

てその旨を従業員に周知したが、会社は同紛失に関して、関与した従業員に対し匿名で返却するよう促したに過ぎず、被災者が責任を問われたり、売上金の保管方法等についてE店長や社長から指導や叱責を受けたこともなく、同出来事は、認定基準別表1のいずれの出来事にも該当しない。念のため「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめてみても、被災者の立場や職責に応じて、事故・事件の監督責任等を問われ、何らかの事後対応を行ったということもなかったことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

なお、被災者は、同売上金の紛失について、E店長に犯人ではないかと疑われ、「警察が捜査するが自信をもって無実であるといえるのか。」などと言われたことは事実であると認められることから、E店長の同言動について、認定基準別表1の「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて検討するも、同発言はその場限りのものであり、被災者の人格や人間性を否定するものであるとまではいえず、また、同僚を巻き込んで多人数で執拗に疑いをかけたという事実も認められないことから、その心理的負荷の強度は「中」と判断する。

カ 労働時間についてみると、一件記録を精査するも、被災者に恒常的な長時間労働は認められない。

（4）以上のとおり、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「中」の出来事が1つであり、その他は「弱」であるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。